

性、さらには経営効率性を評価すべく、内部監査を恒常的に実施しています。監査役は監査業務に必要な事項を内部監査室所属の職員に指示するとともに、内部監査室と連携して監査手続きを遂行しています。また、当社を含めた国内の全グループ会社の監査役は、定例の連絡会を開催し、監査慣行についての情報を交換しています。

積極的な企業情報開示

THKでは、以前から全てのステークホルダーの方々とのコミュニケーションの充実を極めて重要なものと位置付け、積極的な情報開示、適正かつ公平な情報開示に努めています。

株主総会の運営にあたっては、6月下旬の株主総会集中時期を避け、比較的出席しやすいと思われる6月中旬の土曜日に開催しています。

内部統制システムの構築・強化

THKは法令を遵守し、経営基盤を磐石なものとするために内部統制の強化を図っています。2008年に内部統制に関する社内規程である「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、「金融商品取引法」に基づく財務報告の信頼性を確保する体制整備を、子会社・関連会社を含むグループ全体で継続して進めています。

内部統制の運用状況の評価につきましては、内部監査室に設置した内部統制監査課において行うとともに、リスク管理室に設置した内部統制課を事務局として毎年、評価に基づいた運用の改善を行っています。

2011年度に実施した社内の評価においては「重要な欠陥」に該当する事項は認められませんでした。最終的な評価の結果は、2012年6月に「内部統制報告書」にて内閣総理大臣（関東財務局）に提出し、開示しています。

コンプライアンス体制の推進

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を2005年から常設しています。ここでは、社内のコンプライアンス体制構築に関する方針の決定や、従業員の法令・社内規則違反や社内通報案件への対応を審議しています。各種事案への対応は委員会のオブザーバーである顧問弁護士と連携をとり、適法・適正な対応を行っています。

また、役員及び従業員のコンプライアンス違反を未然に防止し、万一違反が発生した場合に早期に適切な措置を施すことを目的として社内通報制度「THKヘルプライン」を開設しています。通報手段としては専用の電話番号とメールアドレスが設置され、外部窓口として顧問弁護士への連絡も可能となっています。2011年度は、ヘルプラインにおいて4件を受け付け、いずれも関係部署と連携のうえ対応しました。

コンプライアンス委員会の下部組織として、各業務部門の単位で「コンプライアンス部会」を設置し、事業所・エリアごとに部会メンバーを選任しています。部会メンバーは各事業所・エリアのコンプライアンス体制の推進を図るべく、相談窓口の機能を果たすとともに、自主的な勉強会を開催するなど、法令等遵守の重要な役割を担っています。

リスクマネジメントの徹底

リスクを全社的に管轄し対応するため、リスク管理室を設置しています。ここではコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、輸出管理、新型インフルエンザなどに関わるリスクについて、それぞれの担当部署で規則・ガイドラインを制定し、教育・研修などを通じて対策を講じています。